

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 山田町国民保護対策本部の設置等（法第27条第3項）

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

#### 1 町対策本部の設置（法第27条第1項）

##### (1) 町対策本部の設置の流れ

###### ① 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

###### ② 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。

町長は、町対策本部を設置したときは、県及び町議会並びに関係機関等に町対策本部を設置した旨を連絡する。

###### ③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、電話、防災行政無線及び放送等を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

###### ④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町庁舎会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等、必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

###### ⑤ 町対策本部の廃止（法第30条）

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

##### (2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等（法第26条第2項）

町長は、町が町対策本部を設置すべき町として指定されていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町としての指定を行うよう要請する。

##### (3) 国民保護対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施（法第29条第11項）

町は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室等を設置して即応体制の強化を図り、必要に応じ国民保護法に基づき、退避

の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 2 町対策本部の組織構成及び機能（法第41条関係）

### (1) 職員の参集

#### ① 職員への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

#### ② 職員の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

#### 【町対策本部長の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
町 長	副町長	教育長	技監

#### ③ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

### (2) 町対策本部の組織

#### ① 組織

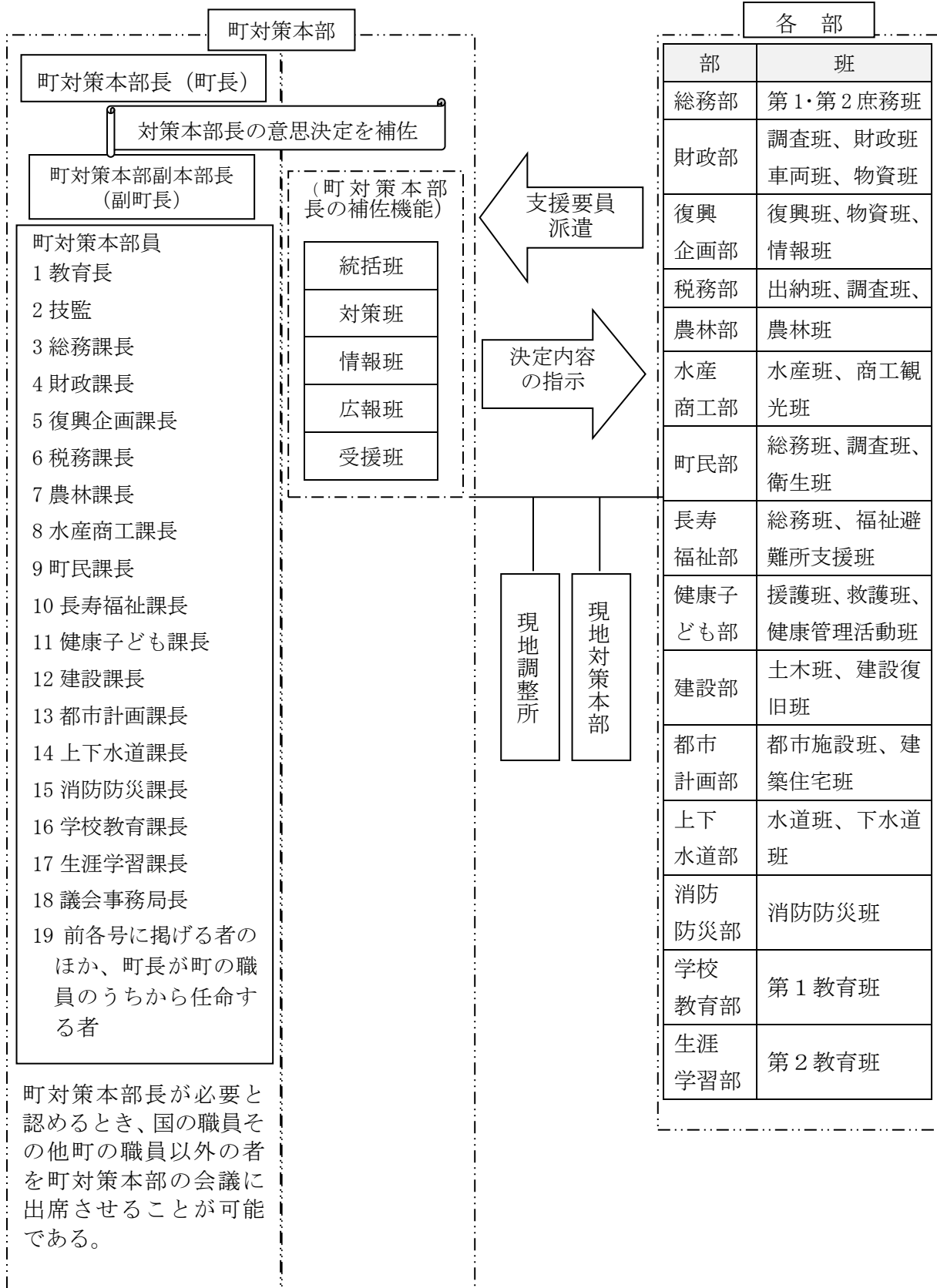
本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

ア 部・班

イ 町対策本部長の補佐機能

ウ 現地対策本部・現地調整所

町対策本部の組織及び機能



【町対策本部長の補佐機能の編成】

班	機 能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>・情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</li> </ul>
対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等、広域応援に関する事項</li> <li>・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の情報に関する国、県、他の市町村等、関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報</li> <li>○避難や救援の実施状況</li> <li>○災害への対応状況</li> <li>○安否情報</li> <li>○その他統括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>・町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>・通信回線や通信機器の確保</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等、対外的な広報活動</li> </ul>
受援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的物的支援の要請に関する事項</li> <li>・人的支援に関する各課等との調整に関する事項</li> <li>・物的支援の需要の把握及び調整に関する事項</li> </ul>

【分掌事務】

部名	担当課等	班名	武力攻撃事態等における業務
総務部	総務課 議会事務局 監査委員室	第1・ 第2庶 務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町国民保護対策本部に関すること</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること</li> <li>・現地対策本部及び現地調整所に関すること</li> <li>・被害状況の調査及び報告に関すること</li> <li>・避難所の開設及び運営に関すること</li> <li>・自衛隊の派遣要請及び受入に関すること</li> <li>・情報の収集、分析及び伝達に関すること</li> <li>・災害時における職員の動員及び調整に関すること</li> <li>・報道機関との連絡調整に関すること</li> <li>・町議会に関すること。</li> </ul>

第3編 武力攻撃事態等への対処

財政部	財政課	調査班 財政班 車両班 物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊標章等の交付に関すること</li> <li>・他部に属さない町有財産の被害調査に関すること</li> <li>・応急対策予算や契約の調整、集約に関すること</li> <li>・災害関係物品の購入及び受払いに関すること</li> <li>・町有財産等の貸与、使用に関すること</li> <li>・緊急輸送車両の確保及び配車に関すること</li> <li>・輸送車両用燃料の確保及び給油手配に関すること</li> <li>・物資の手配、調達、供給及び支給に関すること</li> </ul>
復興企画部	復興企画課	復興班 物資班 情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の支援及び相談に関すること</li> <li>・物資の手配、調達、供給及び支給に関すること</li> <li>・被災者の情報管理に関すること</li> <li>・災害関係来町者の受付け及び宿泊の手配に関すること</li> </ul>
税務部	税務課	出納班 調査班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計に関すること</li> <li>・災害見舞金等の出納保管に関すること</li> <li>・被災家屋等の調査に関すること</li> <li>・被災納税者の取扱いに関すること。</li> <li>・り災証明書及び被災証明書の発行に関すること（ただし、住所要件により発行する被災証明書を除く）</li> </ul>
農林部	農林課	農林班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林畜産物、農地、農林業施設等の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・植物防疫、家畜伝染病予防及び家畜防疫対策に関すること</li> <li>・被災農家等の災害融資に関すること</li> </ul>
水産商工部	水産商工課	水産班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産関係施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・漁港施設及び漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・航路の確保に関すること</li> <li>・在港中の漁船等の対策に関すること</li> </ul>
		商工 観光班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・観光客の援護に関すること</li> </ul>
町民部	町民課	総務班 調査班 衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の安否情報の収集に関すること</li> <li>・清掃に関すること</li> <li>・防疫に関すること</li> <li>・し尿及び一般廃棄物の処理に関すること</li> <li>・衛生施設等の被害調査に関すること</li> <li>・遺体対策及び埋葬の調整に関すること</li> <li>・住所要件による被災証明書の発行に関すること</li> <li>・災害廃棄物に関すること</li> <li>・国民健康保険、後期高齢者医療に関すること</li> </ul>

長寿福祉部	長寿福祉課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険に関すること</li> <li>・福祉避難所等の看護、介護スタッフの支援要請に関すること</li> <li>・介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・高齢者等サポート拠点等の設置に関すること</li> <li>・避難行動要支援者の安全確保及び支援対策に関すること</li> <li>・社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・社会事業団体との連絡に関すること</li> <li>・防災ボランティア受入れに関すること</li> <li>・日本赤十字社との連絡に関すること</li> <li>・義援金申請の受付及び配分に関すること</li> <li>・災害弔慰金に関すること</li> </ul>
		福祉避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の設置、運営に関すること</li> <li>・介護予防支援者の状況確認及び支援対策に関すること</li> <li>・福祉避難所避難者支援の介護施設及び医療機関との連携体制に関すること</li> </ul>
健康子ども部	健康子ども課	援護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・被害園児、家族の被害調査及び保育園の再開に関すること</li> </ul>
		救護班、健康管理活動班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、助産に係る県との連絡調整に関すること</li> <li>・医療機関及び医療関係者の動員に関すること</li> <li>・医薬品、衛生材料及び医療器材の確保に関すること</li> <li>・救護班の編成及び医療活動に関する県との連絡調整に関すること</li> <li>・救護所の設置に関すること</li> <li>・被害者の健康調査等に関すること</li> <li>・被害者のこころのケアに関すること</li> </ul>
建設部	建設課	土木班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・交通の禁止及び制限等の交通規制に関すること</li> <li>・水防施設管理に関すること</li> <li>・災害廃棄物に関すること</li> </ul>
		建設復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害物の除去に関すること</li> <li>・応急受入施設の確保に関すること</li> <li>・応急復旧用建設資機材及び建築資材の確保に関すること</li> </ul>

都市計画部	都市計画課	都市 施設班	・都市施設の被害調査及び応急対策に関すること
		建築 住宅班	・公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること ・建築物及び宅地の応急危険度の判定に関すること ・応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に関すること
上下水道部	上下水道課	水道班	・水道施設の被害調査及び応急対策に関すること ・被害世帯の飲料水の確保及び給水対策に関すること ・施設の供用停止及び制限に関すること
		下水道 班	・下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること ・施設の供用停止及び制限に関すること
消防防災部	消防防災課 (消防団)	消防防 災班	・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） ・被害情報の収集及び伝達に関すること ・予報及び警報の伝達に関すること ・消防活動及び水防活動に関すること ・被害の拡大防止に関すること ・避難立退きの勧告、指示及び誘導に関すること ・消防団員への従事命令に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・救出、救助活動に関すること ・行方不明者の捜索及び遺体の捜索に関すること ・危険物の保安に関すること
学校教育部	学校教育課	第1 教育班	・教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること ・児童生徒の安否情報の確認に関すること ・被害児童生徒等の応急対策に関すること ・学用品の調達及び支給に関すること ・教員の非常招集及び配置に関すること
生涯学習部	生涯学習課	第2 教育班	・社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること ・文化財の被害調査及び応急対策に関すること

(3) 町対策本部における広報

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報紙、記者会見、記者発表、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

- ③ 留意事項
- 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することがないように迅速に対応する。
  - 町対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行う。
  - 県と連携した広報体制を構築する。
- (4) 町現地対策本部の設置（法第28条第8項）
- 町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。
- 町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員、その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (5) 現地調整所の設置
- 町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。
- (6) 本部の代替機能の確保
- 町は、町対策本部が被災した場合等、町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。
- また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。
- (7) 町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料
- ① 住宅地図  
人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
  - ② 区域内の道路網のリスト  
避難経路として想定される国道、県道、町道等の道路のリスト
  - ③ 輸送力のリスト
    - ・ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ
    - ・ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
  - ④ 避難施設のリスト  
避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
  - ⑤ 備蓄物資、調達可能物資のリスト  
備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
  - ⑥ 生活関連等施設等のリスト  
避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
  - ⑦ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定



- ⑧ 自主防災組織、自治会等の連絡先等一覧  
代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
- ⑨ 消防機関のリスト
  - ・消防本部、消防署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先
  - ・消防機関の装備資機材のリスト
- ⑩ 避難行動要支援者名簿

### 3 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条第5項）

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請（法第29条第6項、第7項）

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め（法第29条第8項）

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し、総合調整を行うための必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法第29条第9項）

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 町教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条第10項）

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

### 4 通信の確保（法第156条）

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現

地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

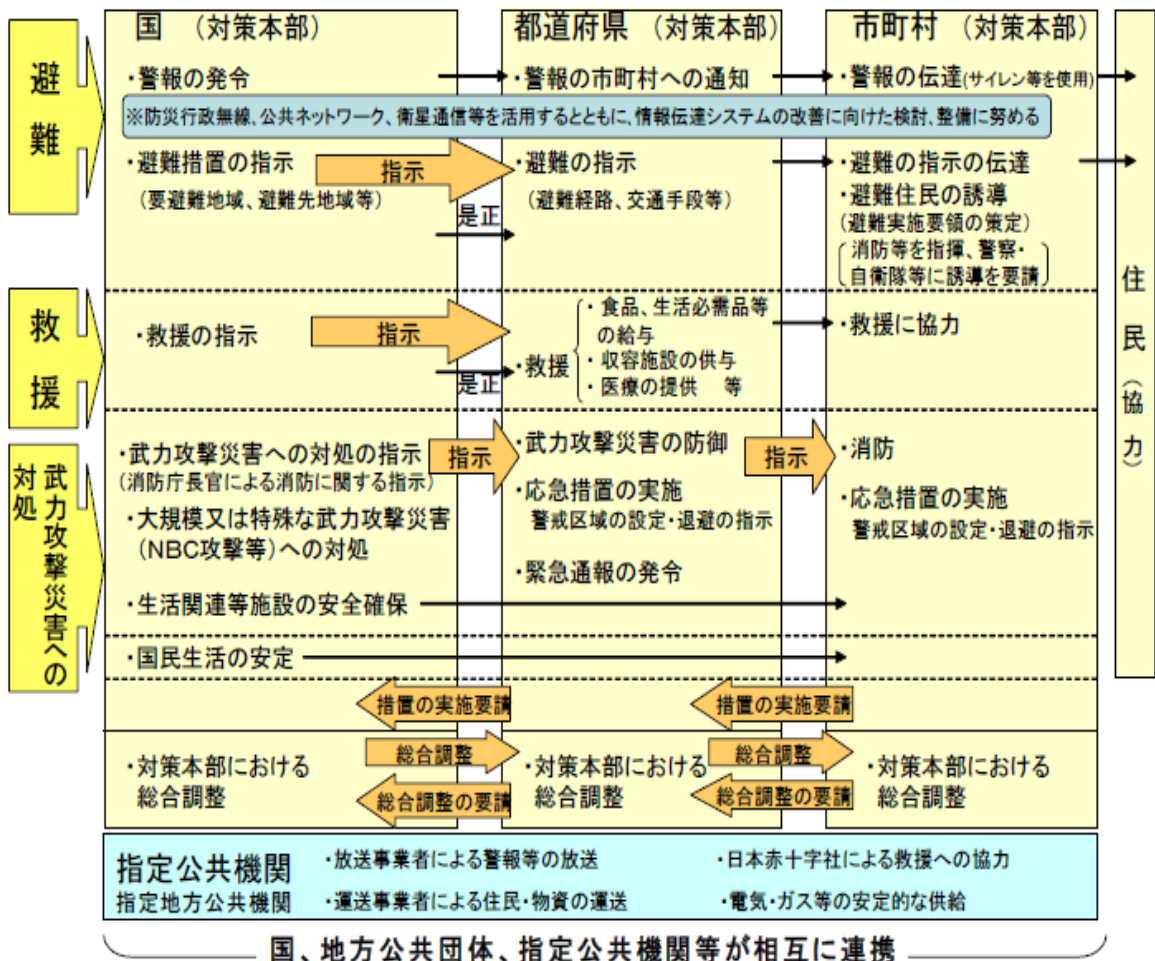
(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 国民の保護に関する措置の仕組み



## 第2章 関係機関相互の連携

町が、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 防災に関する連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災に関する連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

また、町は、関係機関の連絡先を把握するとともに、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

### 2 国・県との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

また、町長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

#### (3) 知事等への措置要請（法第16条第4項）

町は、本町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事、その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (4) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法第16条第5項）

町は、町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (5) 県への応援の要求（法第18条第1項）

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合において、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

### 3 自衛隊との連携

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法第20条関係）

町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話、その他の通信手段により行う。

- ① 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

また、通信の途絶等により、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊岩手地方協力本部長（第1優先連絡先）又は町の協議会委員に任命されている航空自衛隊第37警戒隊長（第2優先連絡先）を通じて、陸上自衛隊にあっては東北方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては北部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

【想定される自衛隊が行う国民保護措置の内容】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）</li><li>② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲用水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）</li><li>③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）</li><li>④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）</li></ol> <p>なお、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものとされている点に留意する。</p> |
|---|

(2) 出動部隊等との連携

町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村との連携

(1) 他の市町村長等への応援の要求（法第17条第1項）

町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

なお、応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 事務の一部の委託（法第19条）

① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平時における調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

(3) 他の市町村に対して行う応援等（法第17条第1項）

① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

## 5 指定公共機関又は指定地方公共機関との連携

(1) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請（法第21条第3項）

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な措置を要請する。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条第2項）

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(3) 日本赤十字社との連携（法第77条第3項関係）

町長は、救援に係る事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 医療機関との連携（法第85条関係）

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平時からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

## 6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

### (1) 職員の派遣要請（法第151条）

町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

### (2) 職員派遣のあっせん（法第152条）

町は、前項の職員の派遣要請を行うときは県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あっせんを求める。

## 7 自主防災組織等に対する支援

### (1) 自主防災組織に対する支援

町は、自主防災組織による警報の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

なお、ボランティアの活動への支援に関し、本計画に定めのないものについては、町地域防災計画第2編第2章第12節「防災ボランティアの活動計画」の例によるものとする。

### (3) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進するとともに、協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

## 8 住民への協力要請（法第115条第1項、第2項、第123条第2項）

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受

けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導に必要な援助（法第70条）

避難住民の誘導を行う者は、必要があると認める場合には、避難住民等に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請することができる。

(2) 救援に必要な援助（法第80条第1項）

町長又は町の職員は、必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助（法第115条第1項）

町長若しくは消防吏員、その他の町の職員等は、町の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、町内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

- ① 消火のための水を運搬すること
- ② 救出された負傷者を病院に搬送するため車両を運転すること
- ③ 被災者の救助のための資機材を提供すること など

(4) 保健衛生の確保に必要な援助（法第123条第1項）

町長若しくは町の職員は、武力攻撃災害の発生により町の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、町内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

- ① 健康診断の実施
- ② 感染症の動向調査の実施
- ③ 水質の検査の実施
- ④ 感染症予防活動の実施
- ⑤ 被災者の健康維持活動の実施

### 第3章 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃事態等における警報の伝達等（法第47条）

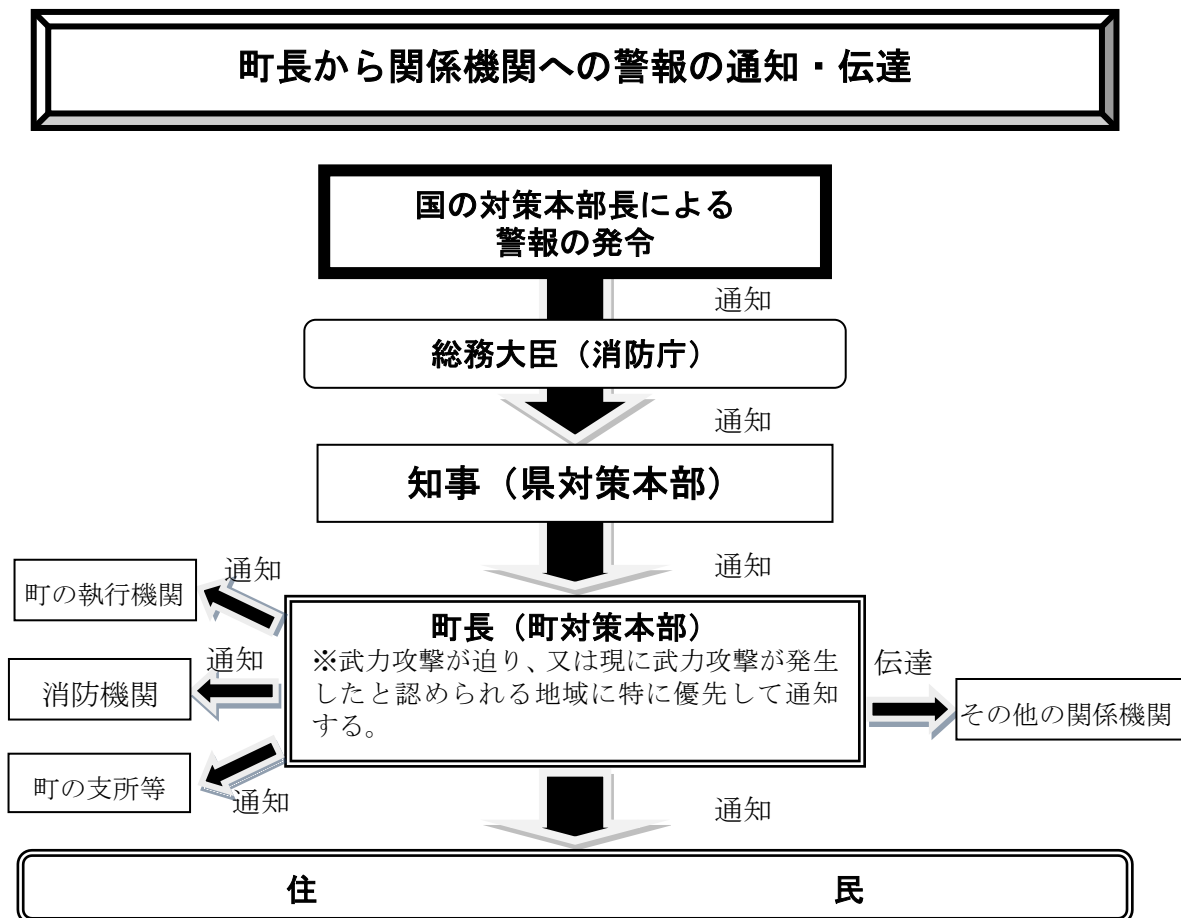
##### (1) 警報の伝達

町は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校等）に伝達する。

##### (2) 警報の通知

町は、町の他の執行機関、その他の関係機関（教育委員会、保育園、幼稚園等）に対し、警報の内容を通知する。

【警報の通知・伝達の流れ】



町長は、ホームページ (<http://www.town.yamada.iwate.jp/>) に警報の内容を掲載  
警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器等の活用することなどにより行う。



## 2 警報伝達の方法等

### (1) 警報の伝達方法（法第47条第2項）

警報は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し伝達される。町長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。

#### ① 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

町は、警報が発令された旨の報道発表について速やかに行うとともに、町のホームページ等に警報の内容を掲載する。

#### ② 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

ただし、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

### (2) 警報伝達の体制整備

① 町長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報を伝達することができるよう、体制を整備する。

② 消防本部消防長及び消防署長は、警報伝達について町長から協力の要請があった場合、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、原則として当該活動に支障のない範囲で、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うものとする。

③ 消防団は、平時における地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

④ 町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

### (3) 避難行動要支援者への伝達

警報の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するとともに、防災・福祉部局との連携のもとで避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

### (4) 警報の解除の伝達等（法第51条）

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とす

る。)

### 3 緊急対処事態における警報の伝達等

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

### 4 緊急通報の伝達及び通知

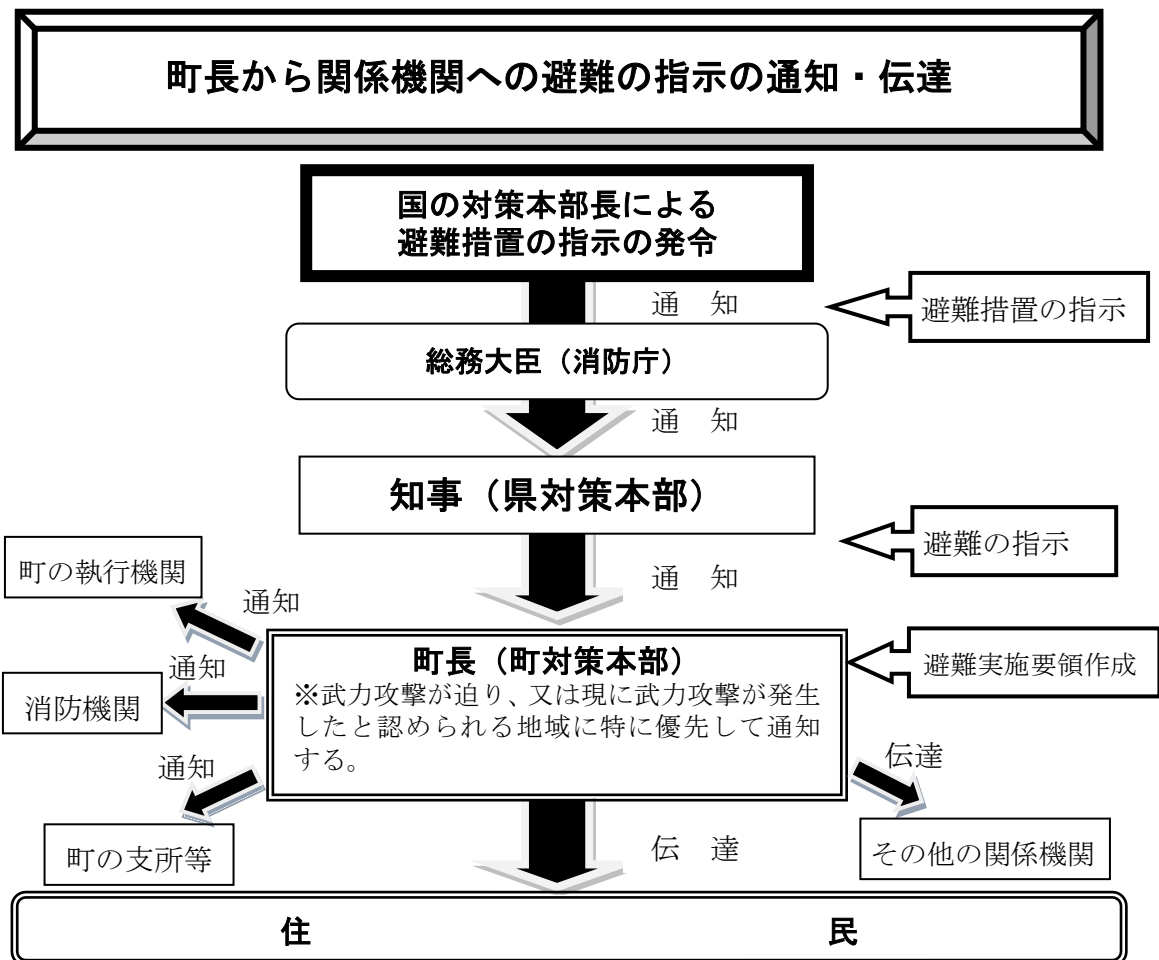
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 第4章 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の伝達（法第54条第1項、第4項）

町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。



町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

### 2 避難実施要領の策定

#### (1) 避難実施要領の策定（法第61条第1項、第2項）

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が、避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ① 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

また、避難実施要領の項目は、次のとおりとする。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 町職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 避難行動要支援者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態の決定
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）  
特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）  
県との役割分担、関係運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路の設定、交通規制（警察との調整、道路管理者との連絡）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対

策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

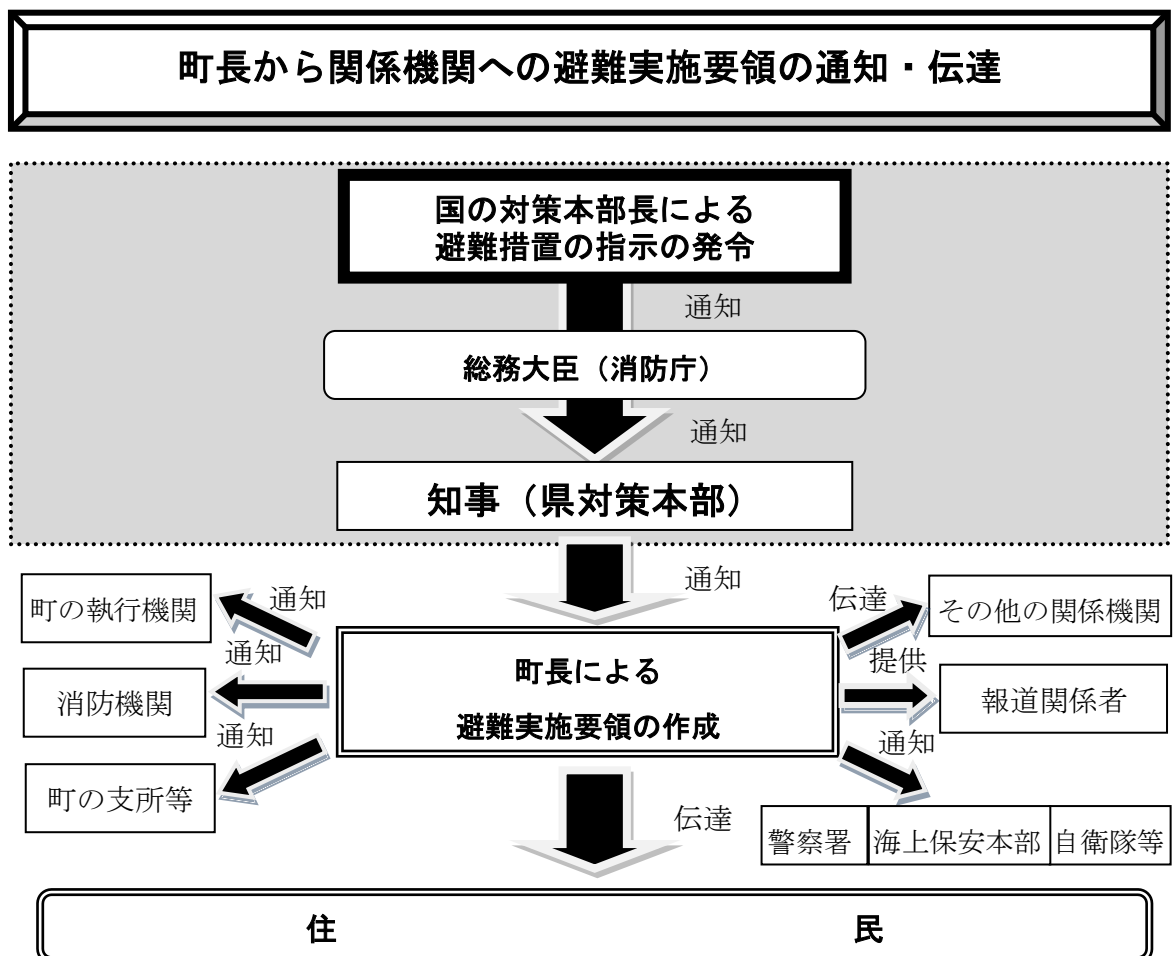
この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の伝達等（法第61条第3項、第4項）

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の執行機関、消防本部消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊岩手地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を速やかに提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 町長による避難住民の誘導（法第62条関係）

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮し、又は消防本部及び消防署に避難住民の誘導を要請することにより、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

さらに、町長は、避難住民の誘導に関し、特に必要があると認めるときは、宮古地区広域行政組合の管理者、又は消防本部消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平時において町の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防機関及びその管理者と十分な調整を行う。

#### (2) 消防機関の活動

町長から避難住民の誘導に当たり、必要な措置を講ずるよう求めのあった消防本部消防長及び消防署長は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、原則として当該活動に支障のない範囲で、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による輸送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携（法第63条第1項、第64条第2項、第3項）

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは、十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等、関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整書を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合におい

ては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、各学校や事業所における避難の在り方について、対応を確認する。

(5) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(6) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(7) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供、その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(8) 避難行動要支援者への配慮

町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、防災・福祉部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会と十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が極限的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(9) 残留者等への対応（法第66条第1項、第3項）

避難の指示にしたがわずに、要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(10) 避難所等における安全の確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による医療救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め（法第71条第1項、第72条）

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長にその旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置（法第69条第1項、第2項）

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

【避難に当たって配慮すべき事項】

① 避難に当たって配慮すべき地域特性等

ア 冬期間及び積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、道路等の凍結などから移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、町は十分に配慮するものとする。

イ 自衛隊施設の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、町は、避難施設、避難経路及び輸送手段の確保に当たって、平時から密接な連携を図りながら、十分に配慮するものとされている。

ウ 住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から、自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるが、中山間地域など交通手段等が限られている地域などにおいて、避難の指示を行うに当たっては、地理的条件や交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いたうえで、自家用車等を交通手段として示すことについても十分に配慮する。

② 事態の類型等に応じた留意事項

ア 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、町の区域を越える避難を伴うわが国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針に基づく具体的な避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とする。



イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ・国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。
- ・ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待っていない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

ウ 弾道ミサイルによる攻撃の場合（急襲的に航空攻撃が行われる場合も含む）

- ・極めて短時間で我が国に着弾することが予想されることから、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国・県と連携しつつ、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。
- ・弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。  
このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。
- ・着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

エ NBC攻撃の場合

町は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して、避難の指示を行うものとする。

さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

オ 武力攻撃原子力災害の場合

町は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次のような指示を行うものとする。

- ・コンクリート造り等の堅ろうな建築物等への屋内避難を指示
- ・事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、避難を指示
- ・住民の避難誘導に際して、手袋、帽子、雨ガッパ等による外部被ばくの抑制、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することによる内部被ばくの低減に留意

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施（法第76条第1項）

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

なお、町の行う救援の活動内容や県との役割分担について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助（法第76条第2項）

町長は、前項で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

町長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平時において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

なお、町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内

容を示して要請する。

(3) 緊急物資の運送の求め等（法第79条第1項）

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(4) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、避難住民等が受入れを希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先を町対策本部及び県の対策本部を通じて国民に公表する。

また、国民、企業等から送られた救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

## 第6章 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

### 1 生活関連等施設の安全確保等

#### (1) 武力攻撃災害への対処（法第97条第2項）

町長は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

その際、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のために必要な措置を講ずる。

#### (2) 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条関係）

##### ① 消防吏員の通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

##### ② 町長による知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

#### (3) 生活関連等施設の安全確保（法第102条関係）

##### ① 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### ② 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### ③ 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### (4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### ① 危険物質等に関する措置命令（法第103条第1項、第3項）

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置は、次のとおりである。

**【対象】**

消防本部等所在町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

**【措置】**

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

② 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告（法第103条第2項、第4項）

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、前項【措置】のアからウの各措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 2 NBC攻撃による災害への対処

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、避難を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

町長は、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(2) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を派遣し）、現場における関係機関

の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(3) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、町の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

(4) 汚染の拡大を防止するための措置（法第108条第2項）

町長又は宮古地区広域行政組合の管理者若しくは消防本部消防長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第108条	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者：移動の制限、移動の禁止、廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者：使用の制限又は禁止、給水の制限 又は禁止
3号	死体	(死体の発生場所に所在する人)：移動の制限、移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	(指定地方行政機関の長等又は知事自ら)：廃棄
5号	建物	立入りの制限、立入りの禁止、封鎖
6号	場所	交通の制限、交通の遮断

町長又は宮古地区広域行政組合の管理者若しくは消防本部消防長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に以下に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ① 当該措置を講ずる旨
- ② 当該措置を講ずる理由
- ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ④ 当該措置を講ずる時期
- ⑤ 当該措置の内容

### 3 武力攻撃原子力災害への対処

- (1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等（法105関係）
  - ① 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防本部又は消防署に連絡する。
  - ② 町長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣及び原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会及び知事に通報する。
  - ③ 町長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

- ④ 町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防本部又は消防署に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。
- (2) 住民の避難誘導
- ① 町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 町長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、防災基本計画（原子力災害対策編）の例により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。
- (3) 国への措置命令の要請等
- 町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命ずるよう知事が要請するよう求める。
- また、町長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう知事が要請するよう求める。
- (4) モニタリングの実施
- 町によるモニタリングの実施については、状況に応じ、防災基本計画（原子力災害対策編）及び町地域防災計画第4編第5章「原子力災害対策計画」等に定められた措置に準じた措置を講ずる。
- (5) 安定ヨウ素剤の服用
- 町長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針の定め例により行うものとする。
- (6) 避難退域時検査及び簡易除染の実施
- 町長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び町地域防災計画第4編第5章「原子力災害対策計画」の例により、行うものとする。
- (7) 飲食物の摂取制限等
- 町長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び町地域防災計画第4編第5章「原子力災害対策計画」等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

#### 4 応急措置等の実施

- (1) 災害拡大の防止措置（法第111条第1項）
- 町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置を講ずべきことを指示する。
- (2) 退避の指示（法第112条第1項）
- 町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。



この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による退避の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示の例】

- 「〇〇地区、〇〇行政区」の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時避難すること。
- 「〇〇地区、〇〇行政区」の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内の退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき
  - ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき
- (3) 退避の指示に伴う措置等（法第112条関係）
- ① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。  
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
  - ② 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 応急公用負担等（法第113条第1項、第2項）

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木、その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(5) 警戒区域の設定（法第114条第1項）

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

なお、警戒区域の設定に関し、本計画に定めのないものについては、町地域防災計画第2編第2章第15節「避難・救出計画」の例によるものとする。

(6) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、

警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(7) 安全の確保等

- ① 町長は、応急措置等を実施する町の要員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 町の職員及び消防職団員が応急措置等の実施に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 町長は、応急措置等を実施する町の要員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章を交付し、着用させる。

## 5 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動（法第97条第7項）

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法、その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動、救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除、軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防本部消防長又は消防署長の所轄のもとで、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、消防本部消防長と連携の上、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村の長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請（法第119条関係）

町長は、消防本部消防長と連携の上、消防相互応援協定等に基づく消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事又は消防本部消防長と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の整備を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防本部消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関の緊密な連携の取れた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないように国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② 町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 町長は、本町の区域に武力攻撃事態等の影響がなく、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部及び消防署と連携し、その活動支援を行なうなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長、消防本部消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章を交付し着用させる。

## 第7章 情報の収集・提供

### 1 被災情報の収集・提供

#### (1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるなど、必要な体制の整備を図るとともに、担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に関して必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ育成に努める。

#### (2) 被災情報の収集及び報告（法第126条第1項、第127条第1項）

① 町は、電話、町防災行政無線、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等、被災情報について収集する。

② 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

③ 町は、被災情報を収集した際には、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

④ 町は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式にしたがい、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

### 2 安否情報の収集・提供

#### (1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】（令第23条、第24条）

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
  - ① 氏名（フリガナ）
  - ② 出生の生年月日
  - ③ 男女の別
  - ④ 住所（郵便番号を含む。）
  - ⑤ 国籍
  - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号いずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑦ 負傷（疾病）の該当
  - ⑧ 負傷又は疾病の状況
  - ⑨ 現在の居所
  - ⑩ 連絡先その他必要情報
  - ⑪ 親族・同居者への回答の希望
  - ⑫ 知人への回答の希望
  - ⑬ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は好評の同意
- 2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）
  - ⑭ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑮ 遺体が安置されている場所
  - ⑯ 連絡先その他必要情報
  - ⑰ ①～⑥及び⑭～⑯を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

(2) 安否情報の収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ安否情報の整理担当者、回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

(3) 安否情報の収集・整理（法第94条第1項）

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平時において把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、町が平時において行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

(4) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等、安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握しておく。

なお、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(5) 県に対する報告（法第94条第1項）

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要な事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

(6) 安否情報の照会の受付

① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令に規定する様式第4号に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(7) 安否情報の回答（法第95条第1項）

① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会に対する回答が、不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(8) 個人の情報の保護への配慮（法第95条第2項）

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷

又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

(9) 日本赤十字社に対する協力（法第96条第2項）

町は、日本赤十字社岩手県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。



## 第8章 その他の措置

### 1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

町は、避難先地域に対して、県と連携し医師等、保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

なお、保健活動の実施に関し、本計画に定めのないものについては、町地域防災計画第2編第2章第16節「医療・保健計画」の例によるところとする。

#### (2) 感染症予防対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

なお、防疫措置の実施に関し、本計画に定めのないものについては、町地域防災計画第2編第2章第21節「感染症予防計画」の例によるところとする。

#### (3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 町は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を行う。

② 町は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合においては、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

#### (6) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策

町は、被災者及び避難先地域の住民に対して、精神科医や保健師等の医療関係者及び関係団体の協力を得て、PTSD対策やメンタルケアに努める。

特に、町教育委員会及び県教育委員会と協力して、子どもたちのカウンセリングなどを集中的に行うよう努める。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例（法 124 関係）

- ① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 町は、前項により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準にしたがうよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、町地域防災計画第2編第2章第2節「廃棄物処理・障害物除去計画」の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）及び「岩手県循環型社会形成推進計画」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合においては、県に対して他の町との応援等に係る要請を行う。

### (3) し尿処理対策

- 町は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施する。
- また、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることのないよう努める。

## 3 文化財の保護（法第 125 関係）

町は、重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、県教育委員会などが実施する武力攻撃災害による被害防止措置を支援するとともに、町指定文化財の所有者等に連絡し、その保護に努める。

なお、文化財の保護の実施に関し、本計画に定めのないものについては、町地域防災計画第3編第1第1節「建築物等安全確保計画」の例によるものとする。

## 4 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

## 第9章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定（法第129条）

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 相談窓口の設置

町は、被災者や住民からの相談、問い合わせ、要望等に的確かつ迅速に応えるため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。

なお、生活相談に関し、本計画に定めのないものについては、町地域防災計画第2編第3章第2節「生活の安定確保計画」の例によるところとする。

#### (2) 被災児童生徒等に対する教育

町及び町教育委員会は、県及び県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

なお、応急教育の実施に関し、本計画に定めのないものについては、町地域防災計画第2編第2章第25節「文教対策計画」の例によるところとする。

#### (3) 公的徴収金の減免等（法第162条第2項）

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 第10章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 特殊標章等（法第157条関係）

(1) 特殊標章

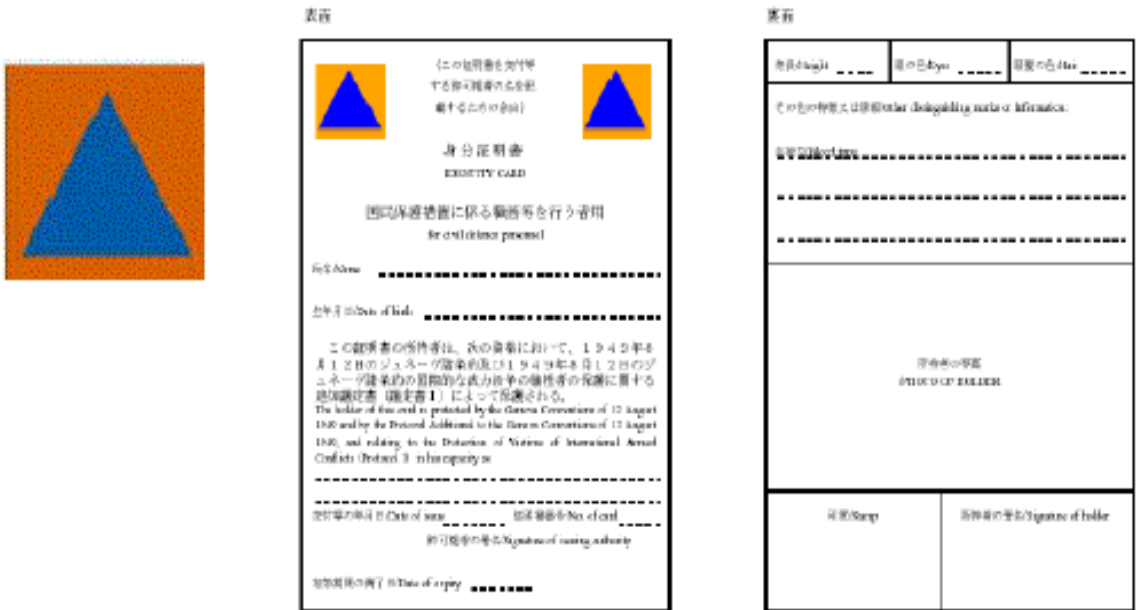
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力のために使用される場所等。



（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

### 2 特殊標章等の交付及び管理（法第158条関係）

町長、消防本部消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「町の特種標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特種標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号）国民保護室長通知）を参考。）。

- ① 町長
  - ・町の職員（消防本部消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
  - ・消防団長及び消防団員
  - ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 消防本部消防長
  - ・消防本部消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
  - ・消防本部消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - ・消防本部消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ③ 水防管理者
  - ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
  - ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者